

## 浄化槽補助に係る報告書等の要点

### ◆工期

着工日は現地における着工前の写真（黒板の日付 ← 交付決定の日付以降（又は同日）の日付）の日付  
完成日は補助申請者の工事完成写真の確認の日（黒板の日付）とします。

※着工日は交付決定日付以降（又は同日）となりますので注意してください。また、補助申請者が工事完了を確認した日を工事完了日とします。

### ◆第1回保守点検

ブロア設置日（黒板の日付）から使用開始日までに実施すること。

※保守点検委託業務を締結後、委託期間内に第1回保守点検を実施。

### ◆使用開始日

工事完了日（補助申請者の工事完成写真の確認の日）以降で使用開始日を設定。

※工事が完了し施設の引渡し後、補助申請者が浄化槽管理者として使用を開始する日を使用開始日とします。

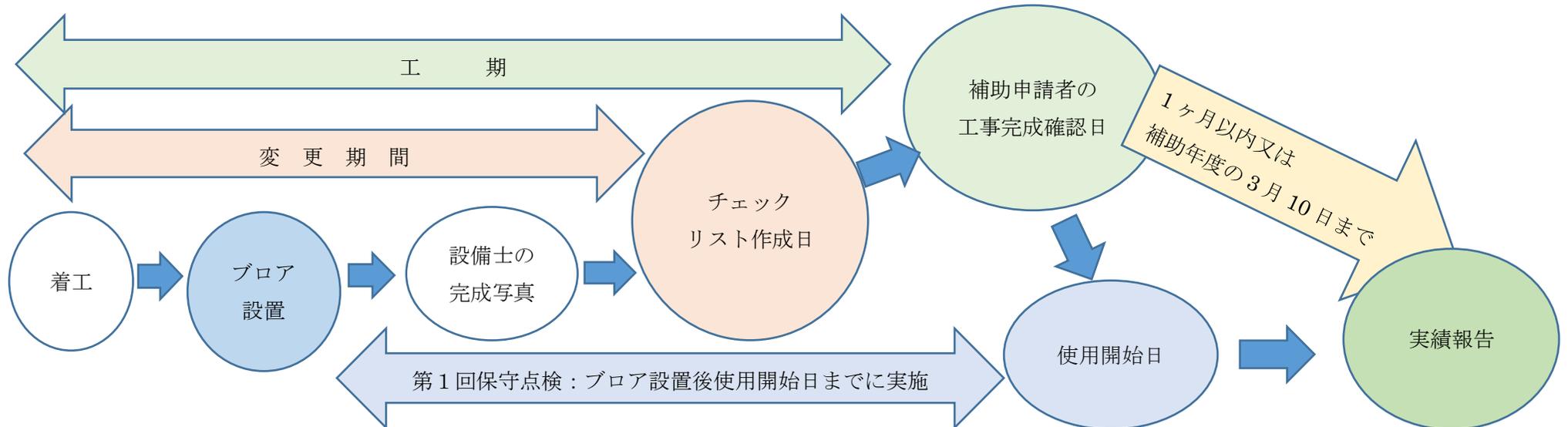
### ◆変更期間

浄化槽設備士のチェックリスト作成日までに変更届が完了していること。

※チェックリストは設備士の工事完了の最終確認書類。チェックリストにより施工が適正に行われていることを確認。

○補助金交付申請書と実績報告書と現場施工が一致していることが条件

- ・浄化槽の変更（人槽・型式・ポンプの追加等）
- ・浄化槽の位置及び方向
- ・台所等の住宅設備の位置
- ・流入管、放流管の位置、屈曲点
- ・柵の数及び位置並びに距離
- ・柵の種類
- ・放流先等





⑤ 浄化槽工事完了日・・・申請者の確認日（申請者の確認写真の日付）



実績報告書の作成期間

⑩ 実績報告日・・・実績報告書の提出日  
（工事の完了後1ヶ月以内又は補助年度の3月10日のいずれか早い日）

⑥ 確認報告書（追加）  
工事確完了確認者を明記（④浄化槽工事完了写真に撮影された者）

浄化槽設置費補助金交付要綱

第13条 補助決定者は、工事の完了後1ヶ月以内又は補助年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を（第7号様式）に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

確認報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

浄化槽設置工事及び配管工事が完了しましたので、下記のとおり報告しま

記

- 1 設置場所 高知市〇〇町△△番地〇
- 2 浄化槽管理者 □□ □□ (印)

浄化槽管理者（補助申請者）が確認者でない場合は、申請者との続柄、確認者氏名を（ ）書きで記載すること。

(例)

□□ △△ (確認者 妻□□ ○〇 **【印】**)

●浄化槽工事完了・設置状況報告書

A 第 1 回保守点検

- ◆第 1 回保守点検日までに業務委託契約を締結すること。
- ◆第 1 回保守点検日は業務委託契約期間内で、②ブロワ設置日（黒板の写真）から⑥使用開始日（又は同日）までに実施

⑥使用開始日

- ◆使用開始日は、⑤浄化槽工事完了日から⑦報告日までの日付

⑦報告日

- ◆報告日は、⑤浄化槽工事完了日から⑩実績報告書提出日までの日付

●浄化槽工事出来高明細書

- ◆工期・・・・・・・・①着工日～⑤浄化槽工事完了日
- ⑧作成日・・・・・・・・⑤浄化槽工事完了日から⑩実績報告書提出日までの日付

●請求書（写）又は領収書（写）

- ⑨請求書（写）又は領収書（写）の日付
- ④浄化槽工事完了日から⑩実績報告書提出日までの日付
- ※⑦＝⑧＝⑨の同日付でも可

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合は、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。

浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）

第 5 条 浄化槽管理者は、法第 10 条第 1 項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

使用開始日は、工事完了後、施設の引渡しを受け、補助申請者が浄化槽管理者として使用を開始する日

「出来高」を○で囲む。又は「見積」を二重線で消すこと

浄化槽設置工事完了後の支払い

●確認報告書

- ◆申請者の確認日が⑤浄化槽工事完了日となる
- ◆確認日は、⑤浄化槽補助申請者（浄化槽管理者）の確認写真（黒板）の日付

確認報告書を参照

工事写真について

- 高知県浄化槽施工マニュアル 2008 年 4 月（2013 年 4 月修正版）・高知県合併処理浄化槽普及促進協議会作成の「浄化槽工事の提出写真」を参照してください。
- 産業廃棄物収集運搬車の表示については、別紙「産業廃棄物収集運搬車両の表示について」を参照のうえ適切な表示と工事写真をお願いします。

着工日について

- 浄化槽補助金交付決定書は申請者に送付しています。着工日は補助金交付決定書の交付決定日（又は同日）以降となります。交付決定日以前に着工した場合は補助の対象外となりますので、補助金交付決定書を確認のうえ着工してください。

その他

- 工事中または書類作成において疑義が生じた場合は、速やかに環境保全課まで問い合わせください。